

(役務)

平成22年 2月19日
独立行政法人 理化学研究所横浜研究所
契約担当役
研究推進部長 松尾 泰樹

公募公告

下記の件について、随意契約を予定していますが、参加意思確認のため公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件名 「理研/横浜研究所 南研究棟日立製吸収式冷温水発生機」年間保守
- (2) 業務内容 別に交付する仕様書のとおり
- (3) 履行期限 平成23年 3月31日
(履行期間) (平成22年 4月 1日～平成23年 3月31日)
- (4) 履行場所 独立行政法人 理化学研究所横浜研究所

2. 応募者に必要な資格

- (1) 独立行政法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格(全省庁統一資格)のいずれかにおいて、平成21年度に、役務の提供等の「A」、「B」、「C」又は「D」の資格を有する者であること。
- (3) 本調達に係る公募の日から開札までの期間に、独立行政法人理化学研究所の契約に係る取引停止等措置を受けていないこと。
- (4) 仕様書において定める要件を全て満たす役務を提供できること。

3. 仕様書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 平成22年 2月19日から平成22年 3月 5日まで
- (2) 交付場所 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号
独立行政法人 理化学研究所横浜研究所 研究推進部 契約課

4. 応募書類等の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 平成22年 3月 8日 15時00分まで
- (2) 提出場所 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号
独立行政法人 理化学研究所横浜研究所 研究推進部 契約課〔担当：坂口〕

5. その他

- (1) 応募者がなかった場合は、契約予定者と随意契約を行う。
- (2) 応募者があった場合は、応募書類等に基づき、2. に定める資格を確認し、適合者(合格者)があったときは競争入札(企画競争)を実施する。
- (3) 詳細は、公募(入札)説明書による。
- (4) 公募に関するお問い合わせ
神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号
独立行政法人 理化学研究所横浜研究所 研究推進部 契約課〔担当：坂口〕
TEL045-503-9122 FAX045-503-9470

理研/横浜研究所 南研究棟日立製吸収式

冷温水発生機 年間保守

公 募 説 明 書

独立行政法人 理化学研究所横浜研究所

公 募 説 明 書

下記の件について、随意契約を予定していますが、広く供給可能者を募るため、参加意思確認のため公募（随意契約事前確認公募）を行います。

記

1. 契約担当役等

独立行政法人 理化学研究所横浜研究所 契約担当役 研究推進部長 松 尾 泰 樹

2. 公募に付する事項

- (1) 件 名 「理研/横浜研究所 南研究棟日立製吸収式冷温水発生機」年間保守
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 平成23年 3月31日
(履行期間) (平成22年 4月 1日～平成23年 3月31日)
- (4) 履行場所 独立行政法人 理化学研究所横浜研究所

3. 応募者に必要な資格

- (1) 独立行政法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
〔(参考) 独立行政法人理化学研究所契約事務取扱細則 (抜粋)〕
- (2) 独立行政法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格(全省庁統一資格)のいずれかにおいて、平成21年度に、役務の提供の「A」、「B」、「C」又は「D」の資格を有する者であること。
- (3) 本調達に係る公募の日から開札までの期間に、独立行政法人理化学研究所の契約に係る取引停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 仕様書において定める要件を全て満たす役務を提供できること。

4. 応募書類等

- (1) 本件調達に係る公募に応募しようとする者は、次の応募書類等を提出するものとする。
 - ①別紙様式1による参加意思表明書
 - ②平成21年度における独立行政法人理化学研究所競争参加資格又は国の競争参加資格(全省庁統一資格)の資格決定通知書の写し

- ③本業務の応札仕様書及び技術審査資料（別に指示があった場合のみ）
- ④仕様書に定める業務について役務提供ができることを証明する書類（保有する技術・工程表を含む）
- ⑤同種業務の実績表
- ⑥会社案内

(2) 提出部数 2部とし、ファイリングすること。

(3) 提出期限及び提出場所

平成22年 3月 8日 15時00分まで
神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号
独立行政法人 理化学研究所横浜研究所 研究推進部 契約課

(4) 応募書類等は、提出期限日時までに直接持参しなければならない。

(5) 提出された応募書類等は、返却しない。

(6) 3.(2)に定める競争参加資格を有しない者も応募することができるが、平成22年 3月 8日までに競争参加資格審査申請書を提出し、資格の認定を受けるものとする。当該者が資格を有すると認められなかったときは、当該応募は無効とする。なお、当該資格審査の結果は、平成22年 3月10日（予定）までに通知する。

5. 公募結果

(1) 参加意思表明書を提出した者があった場合は、応募書類等に基づき、3.に定める資格の有無を確認し、応募者に必要な資格を満たすと認められる者があった場合は、競争入札(企画競争)による手続きを、必要な資格を満たすと認められる者がなかった場合は、契約予定者との随意契約を行う。

(2) 競争入札を行う場合は、平成22年 3月10日（予定）までに応募者等に通知する。なお、競争入札を行う場合の日時等については、次のとおり予定している。

※ 入札・開札の日時及び場所

平成22年 3月（未定）日 時 分

神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号

独立行政法人 理化学研究所横浜研究所 研究推進部 契約課

(3) 入札方法、落札者の決定方法については（2）の通知に併せて通知する。

6. その他

(1) 本公募に係る問い合わせ

〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号

独立行政法人 理化学研究所横浜研究所 研究推進部 契約課 [坂口]

TEL 045-503-9122 FAX 045-503-9470 tsaka@riken.jp

なお、本件公募に関する問い合わせについては、FAX又はメールにて、平成22年 3月 5日までにお願いいたします。

(2) 応募書類及び契約の手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 代金の支払いは、検収終了後、適法な支払請求書により月末締切翌月末日払いとする。

以上

契約前提条件：当案件は国の平成22年度予算期限内成立を前提に行っていますので、予算成立状況により契約日の変更、仕様の変更、案件の一部取り止め、当案件全部取り消しなどがあり得ます。
：一般競争参加資格について・・・資格の更新年度のため、平成21年度用で受理しますが22年度から有効の資格審査結果通知書を交付されましたら、契約者（落札者）は写しを急ぎ提出して下さい。

参加意思表明書

件 名

理研/横浜研究所 南研究棟日立製吸収式冷温水発生機 年間保守

平成22年 2月19日付公募公告の上記業務に関し、応募します。

平成22年 月 日

独立行政法人 理化学研究所横浜研究所

契約担当役 殿

応募者 住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

備 考

- (1) 応募者欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印のこと。
- (2) 委任を受けた代理人（受任者）が応募するときは、代理人の氏名を記載し、且つ、代理人の印を押印すること。委任状は別途提出のこと。

委任状

私は、右を代理人と定め下記の権限を委任します。

右代理人 _____ 印

記

独立行政法人 理化学研究所横浜研究所において行われる平成22年 3月19日付公募

理研/横浜研究所 南研究棟日立製吸収式冷温水発生機 年間保守

の応募に関する一切の権限。

平成22年 月 日

独立行政法人 理化学研究所横浜研究所
契約担当役 殿

委任者 住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

応募書類綴りの表紙

または、背表紙 記入例

公募

平成 年 月 日掲載

担当：〇〇

公募締切平成22年3月8日

〇〇
保守

独立行政法人理化学研究所 契約事務取扱細則（抜粋）

（一般競争参加者の制限）

第5条 契約担当役等は、一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

（1）契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

（6）その他、研究所に不正な行為をしたとき。

（7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。